

| | | |
|-----------|---------------|-----------|
| 公安委員会 | 平成25年度警察庁予算概算 | 平成24年8月9日 |
| 説明資料No. 1 | 要求重点項目（案）について | 会計課 |

1 平成25年度予算概算要求をめぐる情勢

- 平成22年6月に閣議決定された「財政運営戦略」において、3年間の歳出の大枠等を毎年改訂していく「中期財政フレーム」が導入され、平成23年8月に改訂された同フレームにおいては、国債発行額の抑制、平成24年度から平成26年度における基礎的財政収支（国債費等を除く一般会計歳出。「歳出の大枠」）を前年度当初予算以下に抑制する等が定められた。
- 「平成24年度予算の概算要求組替え基準」は、上記フレームを前提に、人件費等の義務的経費を除いた「その他の経費」に90/100を乗じた額の範囲内で要求するとともに、差額10/100の1.5倍まで「日本再生重点化措置」に向けて要望することができるとされた。
- 平成25年度予算については、中期財政フレーム、概算要求組替え基準ともに示されていないが、本年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」では、今後の予算編成過程においては、同戦略の着実な実行につながる予算編成を行うこととされた。
- 警察庁としては、今後示される概算要求組替え基準を踏まえ、以下の重点項目（案）に沿って概算要求を行うこととしたい。

2 平成25年度警察庁予算概算要求重点項目（案）

- 第1 サイバー空間の脅威への対処
- 第2 客観証拠重視の捜査のための基盤整備
- 第3 組織犯罪対策の推進
- 第4 テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化
- 第5 安全・安心な国民生活の確保
- 第6 警察基盤の充実強化
 - 1 人的基盤の充実強化
 - 2 装備資機材・警察施設の整備充実
- 第7 東日本大震災からの復興に向けた各種施策の推進

1 概要

原子力規制委員会を環境省の外局として設置すること等を内容とする原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号。以下「設置法」という。）が平成24年6月27日に公布されたところ、設置法は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定であり、当該施行により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規制法」という。）等が改正されることに伴い内閣府令等に所要の改正を行う必要が生じるもの。

2 改正の内容

(1) 政令の改正

炉規制法の改正により、災害が発生した原子力施設を特定原子力施設として指定することができることとなること等に伴い、炉規制法の下位法令である

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令のうち、国家公安委員会等との関係について定めた規定について所要の改正を行うもの。

(2) 内閣府令の改正

環境省の外局として原子力規制委員会が設置され、文部科学大臣、経済産業大臣等が分掌することとされている炉規制法上の各種権限が原則として原子力規制委員会に集約されることとなることに伴い、炉規制法の下位法令である

○ 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令について所要の改正を行うもの。

(3) 国家公安委員会規則の改正

炉規制法第53条第2号が削除され、同条第3号が同条第2号となること等に伴い

○ 警備員等の検定等に関する規則について所要の改正を行うもの。

3 今後の予定

施行：設置法の施行の日（未定）

| | | |
|----------------------------|--|--|
| <p>公安委員会 説明資料No. 3</p> | <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）等に対する意見の募集について</p> | <p>平成24年8月9日 企画分析課 生活安全企画課 保安企画課 交通企画課</p> |
|----------------------------|--|--|

1 趣旨

第180回国会において成立した暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、関係する政令及び国家公安委員会規則について所要の改正を行うに当たり、広く一般から意見を募集するもの。

2 改正案の概要

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令等の改正

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令の改正

特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為（対立抗争を誘発するおそれがある行為）として、対立指定暴力団員の縄張内で営業を営む者に対し、自己の所属する指定暴力団等の威力を示す行為を定める（第1条の2）。

イ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の改正

猟銃の所持許可の欠格事由に係る凶悪な罪に、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による暴力的要求行為に係る罪等を追加する。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の改正

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の改正

(ア) 指定暴力団員が指定暴力団等の威力を示してその利用を要求することが禁止される施設（暴力団の示威行事の用に供されるおそれ大きい施設）として、ホテル又は旅館（宿泊部分を除く。）、斎場（火葬場を除く。）及びゴルフ場を定める（第13条）。

(イ) 指定暴力団等の事務所に対する立入検査を行う場合として、指定暴力団等の指定をするため事務所の使用者が当該指定に係る暴力団の構成員であることを確認することが必要であるとき等を定める（第36条）。

イ 警備業の要件に関する規則等の改正

改正法の施行に併せ、警備業の認定等の欠格事由に係る暴力的不法行為等に当たる行為に所要の行為を追加する。

3 施行期日

改正法の施行の日（公布の日（平成24年8月1日）から3月以内等）

4 意見提出期間

平成24年8月10日（金）から9月8日（土）までの30日間

公安委員会
説明資料No. 4

警察庁長官に対する開示請求の決定
について(行政機関情報公開法関係)

平成24年8月9日
総務課

(略)

1 概要

- 懲戒処分者数は205人(+39人(前年同期比。以下同じ。))。
- 懲戒処分の種類のうち、免職は31人(+15人)、停職は52人(+12人)、減給は77人(+19人)。
- 行為責任による処分者のうち、業務上は75人(+34人)、私行上は124人(+13人)。
- 懲戒処分者のうち、逮捕者は42人(+14人)。

2 懲戒処分者数の推移

(単位：人)

| 区分 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 | 年間合計 |
|--------|----|----|---------|---------|---------|---------|
| 24年上半期 | 31 | 52 | 77 | 45(6) | 205(6) | — |
| 23年上半期 | 16 | 40 | 58(1) | 52(13) | 166(14) | 367(20) |
| 22年上半期 | 21 | 38 | 61(1) | 60(10) | 180(11) | 385(35) |
| 21年上半期 | 21 | 17 | 32(1) | 25(5) | 95(6) | 242(17) |
| 20年上半期 | 18 | 23 | 45 | 39(3) | 125(3) | 252(5) |
| 19年上半期 | 19 | 17 | 58 | 48(6) | 142(6) | 303(18) |
| 18年上半期 | 15 | 40 | 72(2) | 67(10) | 194(12) | 361(23) |
| 17年上半期 | 14 | 21 | 48(1) | 47(2) | 130(3) | 341(15) |
| 16年上半期 | 19 | 26 | 64(3) | 57(3) | 166(6) | 488(10) |
| 15年上半期 | 13 | 45 | 82(3) | 79(7) | 219(10) | 432(18) |
| 14年上半期 | 26 | 42 | 136(13) | 114(17) | 318(30) | 568(38) |
| 13年上半期 | 13 | 38 | 69(5) | 95(18) | 215(23) | 486(41) |
| 12年上半期 | 38 | 26 | 100(27) | 96(36) | 281(63) | 546(84) |

注1：()内は監督責任による処分者数を内数で示す。

注2：12年の合計欄及び年間合計欄の数値は、諭旨免職(同年6月14日以降運用を停止)の21人を加えたもの。

3 事由別処分者数

(単位：人)

| 区分 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 |
|------------------|----|----|----|----|-----|
| 勤務規律違反等 | | 3 | 12 | 7 | 22 |
| 業務不適切 | | 3 | 5 | 3 | 11 |
| 警察手帳・貸与品紛失等 | | | | | 0 |
| 公金・公文書紛失及び公文書偽造等 | 5 | 6 | 15 | 3 | 29 |
| 職権濫用・収賄供給 | | | | | 0 |
| 暴行等 | 1 | 2 | 5 | 1 | 9 |
| 窃盗詐欺横領等 | 21 | 15 | 15 | 1 | 52 |
| 交通事故違反 | 3 | 3 | 2 | 10 | 18 |
| 飲酒上信用失墜・異性関係 | | 7 | 16 | 13 | 36 |
| 特別法犯等 | 1 | 13 | 7 | 1 | 22 |
| 監督責任 | | | | 6 | 6 |
| 計 | 31 | 52 | 77 | 45 | 205 |

1 検討の経緯

- 警察改革から10年が経過した平成22年以降、全国において非違事案が増加傾向にあるほか、警察署の幹部が非違事案を組織的に隠蔽した事案や、警察の対応の不備をめぐる事案の再度の検証において「警察改革の精神」の不徹底が明らかとなる案件も生ずるに至り、憂慮すべき事態となっている。
- こうした状況に鑑み、警察庁においては、本年4月、庁内に「警察改革の精神」の徹底等に向けた総合的な施策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、「警察改革の精神」の徹底のための施策等を総合的に検討することとした。
- 本年5月以降、検討委員会を9回にわたって開催し、現状の問題点や具体的な取組方策につき議論を行ったほか、国家公安委員会へ報告を行い、指導をいただきつつ、施策案を作成した。
- また、番敦子弁護士、國廣正弁護士等の部外有識者、都道府県公安委員会委員及び都道府県警察から意見を聴取し、また、本年度第1四半期の監察（全国統一実施項目「警察改革の精神を踏まえた非違事案防止対策の推進状況」）の結果も検討に活かし、施策に反映させた。

2 「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策について

上記の経緯を経て、「警察改革」の重要な精神である「被害の不安に困り苦しむ人に応える警察」（「国民のための警察」の確立）、「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」及び「警察活動を支える人的基盤の強化」の3つのテーマの下に12の施策を「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策（以下「実現すべき施策」という。）としてとりまとめた。

3 今後の予定

警察庁長官通達「「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」に基づく各施策の着実な実施について」（平成24年8月9日付け警察庁甲官発第●号ほか）を発出し、全国警察において、これに基づく各施策を着実に実施するよう指示を行うとともに、実現すべき施策中、「早急に実施すべき施策」については、準備が整い次第、順次実施に移す。また、それ以外のものについては、今後も引き続き、全国の都道府県公安委員会から意見を聴取し、国家公安委員会から更なる指導を受けつつ検討を深めることとし、この際、施策に関連する高い専門的知見を有する部外有識者にも検討をいただくなどして、真に実効ある施策を構築する。

| | | |
|--------------------|---------------------------|----------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 7 | 治安に関する特別世論調査 の実施結果について | 平成24年8月9日 生活安全企画課 |
|--------------------|---------------------------|----------------------|

1 実施の経緯

最近の治安情勢は、刑法犯認知件数が過去最高であった平成14年と比較し、概ね半減するなど数値的には大きく改善されている。

こうした状況において国民の治安に関する意識を把握し、今後の犯罪抑止対策に資するため、内閣府において本世論調査を実施したものである。

2 調査概要

(1) 調査主体

内閣府政府広報室

(2) 調査期間

平成24年7月5日（木）から同月15日（日）までの間

(3) 調査対象

全国の日本国籍を有する成人男女3,000人（有効回収率 約54%）

(4) 調査方法

調査員による個別面接聴取

3 調査結果（概要）【質問事項、上位(40%以上)項目、平成18年・16年調査との比較】

Q1 現在の日本は、治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと思うか

- ・「どちらかといえば」を含め「思う」が全体の約60%で大きく増加

Q2 ここ10年間で日本の治安は良くなったと思うか

- ・「どちらかといえば」を含め「良くなった」が微増、「悪くなった」が大きく減少
- ・「どちらかといえば悪くなった」の増加が顕著

SQ (Q2で「悪くなった」「どちらかといえば悪くなった」と回答した都) 治安が悪くなった原因は何か

- ・社会環境の悪化を原因とする意見が多く、特に「景気の悪化」の増加が顕著
- ・過去の調査で最も多かった「来日外国人犯罪の増加」が大きく減少

Q3 自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる場所はどこか

- ・「路上」、「繁華街」、「インターネット空間」が多い
- ・「繁華街」、「駅」、「公共の乗り物内」、「駐車・駐輪場」の増加が顕著
- ・「自宅」が減少し、選択肢中最も低くなった

Q4 自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何か

- ・「侵入窃盗」、「すり・ひったくり等」、「粗暴犯罪」、「悪質・危険な交通法令違反」、「振り込め詐欺等」、「インターネット犯罪」が多い
- ・「薬物事犯」、「ストーカー」の増加が顕著

Q5 自分や身近な人を犯罪に巻き込むかもしれないと不安になる組織や個人は何か

- ・「情緒不安定・怒りっぽい(すぐキレる)人」、「犯罪常習者等」が多い
- ・「薬物密売・乱用者」の増加、「外国人犯罪組織・不法滞在者」の減少が顕著

Q6 警察に特に力を入れて取り締まって欲しい犯罪は何か

- ・「悪質危険な交通法令違反」、「凶悪犯罪」、「粗暴犯罪」、「誘拐・子どもへのいたずら」、「侵入窃盗」、「振り込め詐欺等」、「薬物事犯」が多い

4 評価・検証

- 日本は安全な国という評価が増加するとともに、治安の推移でも全体的には良い方向に推移
- 「どちらかといえば悪くなった」の増加要因を調査項目から検証すると、
 - ・ 不特定多数の人が集まる公共の場所での不安
 - ・ 何をするかわからない個人からの被害の不安が高く、また、警察への取締要望としても
 - ・ 生命・身体に危害を及ぼす身体犯が上位を占めている。
通り魔事件等理由もなく突然被害者となる犯罪、他人との些細なトラブル等に起因する犯罪等に巻き込まれるかもしれないといった不安が大きいことが窺える。
- また、
 - ・ 治安が悪くなったのは、社会環境の悪化が原因とする回答が多いことから、社会環境の変化が犯罪機会を増やすとともに、街の防犯機能の低下に繋がり、結果として治安が悪くなっていると感じているものと推測される。

5 今後の取組み

調査結果を踏まえ、

- 地域ごとに、公共空間等における不安要因を的確に把握し、排除する取組みの推進
 - 社会環境の変化への適切な対応
 - 官民の連携による犯罪の起きにくい社会づくりの更なる強化
 - 規範意識の向上や地域コミュニティの再生、強化
 - 戦略的な情報提供の推進
- 等を図り、国民の安全・安心の確保に努めていきたい。

6 調査結果の取扱い（公表）

現時点での調査結果は未確定値であり、非公表としている。

確定値については、8月16日（木）に内閣府において公表予定である。

1 概況

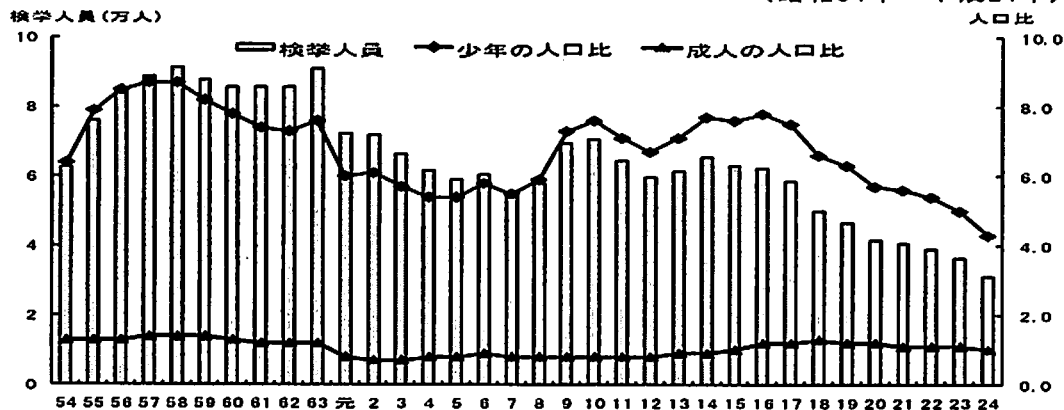
刑法犯少年は、3万1,232人（前年同期比5,266人、14.4%減）と10年連続で減少し、また、人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）も減少して4.3となったが、未だ成人（1.0）の4.3倍に上っている。

罪種・手口別では、刑法犯少年総数の約7割を占める初発型非行の減少幅が大きく、特に万引きは、10,016人（同3,366人、25.2%減）と大きく減少した。

他方、凶悪犯、知能犯、風俗犯は、前年同期より増加した。特に、性犯罪（強姦・強制わいせつ）は、最近、増加基調にあり、中でも中学生の検挙・補導人員（144人）は、昭和62年上半期以降で最多となった。

刑法犯少年の検挙人員及び人口比の推移（上半期）

（昭和54年～平成24年）



| 年次 | H18上 | H19上 | H20上 | H21上 | H22上 | H23上 | H24上 | 増減 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 検挙人員（人） | 50,004 | 46,800 | 41,628 | 40,792 | 38,985 | 36,498 | 31,232 | △5,266 (14.4%) |
| 凶悪犯 | 626 | 525 | 422 | 484 | 355 | 371 | 410 | +39 (10.5%) |
| 強姦 | 29 | 60 | 45 | 52 | 34 | 43 | 64 | +21 (48.8%) |
| 粗暴犯 | 4,608 | 4,455 | 4,086 | 3,668 | 3,586 | 3,557 | 3,554 | △3 (0.1%) |
| 窃盗犯 | 28,993 | 27,299 | 24,723 | 25,174 | 24,736 | 23,302 | 18,930 | △4,372 (18.8%) |
| 知能犯 | 627 | 538 | 522 | 568 | 435 | 443 | 482 | +39 (8.8%) |
| 風俗犯 | 148 | 141 | 167 | 167 | 203 | 176 | 261 | +85 (48.3%) |
| 強制わいせつ | 114 | 105 | 113 | 122 | 148 | 122 | 154 | +32 (26.2%) |
| その他の刑法犯 | 15,002 | 13,842 | 11,708 | 10,731 | 9,670 | 8,649 | 7,595 | △1,054 (12.2%) |

| | | | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 少年の人口比 | 6.6 | 6.3 | 5.7 | 5.6 | 5.4 | 5.0 | 4.3 |
| 成人の人口比 | 1.3 | 1.2 | 1.2 | 1.1 | 1.1 | 1.0 | 1.0 |

| 初発型非行 | H18上 | H19上 | H20上 | H21上 | H22上 | H23上 | H24上 | 増減 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 万引き | 14,774 | 13,948 | 12,687 | 13,710 | 13,657 | 13,382 | 10,016 | △3,366 (25.2%) |
| オートバイ盗 | 3,357 | 3,253 | 2,725 | 2,817 | 2,694 | 2,358 | 2,153 | △205 (8.7%) |
| 自転車盗 | 5,825 | 5,501 | 5,154 | 4,760 | 4,498 | 3,796 | 3,469 | △327 (8.6%) |
| 占有離脱物横領 | 12,288 | 10,912 | 8,998 | 7,996 | 7,048 | 6,288 | 5,251 | △1,037 (16.5%) |

| 性犯罪罪 (触法少年を含む) | H18上 | H19上 | H20上 | H21上 | H22上 | H23上 | H24上 | 増減 |
|-------------------|------|------|------|------|------|------|------|-------------|
| 中学生 | 89 | 74 | 68 | 75 | 114 | 105 | 144 | +39 (37.1%) |
| 高校生 | 53 | 51 | 63 | 67 | 62 | 56 | 73 | +17 (30.4%) |

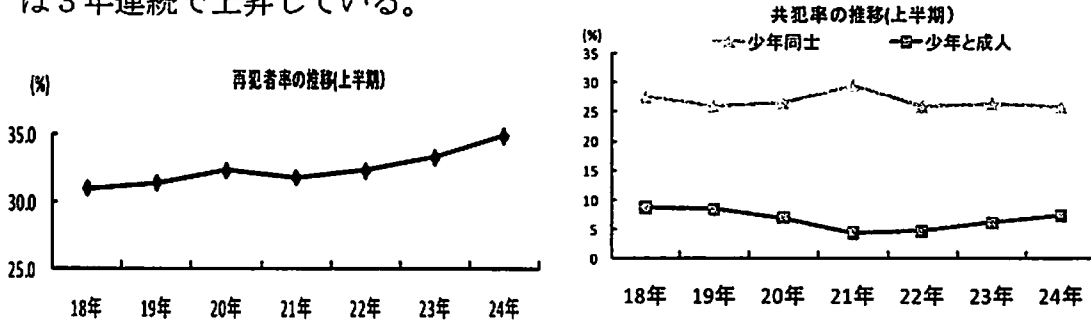
| | | | | | | | |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|
| 再犯者率 (%) | 31.0 | 31.4 | 32.3 | 31.8 | 32.3 | 33.3 | 34.9 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|

| | | | | | | | |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 少年同士の共犯率 (%) | 27.5 | 25.9 | 26.5 | 29.5 | 25.9 | 26.4 | 25.9 |
| 少年と成人の共犯率 (%) | 8.7 | 8.4 | 6.9 | 4.4 | 4.8 | 6.2 | 7.4 |

1 頁
15 頁
5 頁
22 頁
2 頁
3 頁
17 頁
19 頁

2 再犯者率、共犯率

刑法犯少年の再犯者率は、上半期統計のある平成元年以降で最も高い34.9%に達した。また、少年事件の共犯率は、少年同士の共犯では25.9%とほぼ横ばい（なお、成人同士11.0%の2.4倍）だが、少年と成人との共犯率は3年連続で上昇している。



6 頁
24 頁
25 頁

3 低年齢化

少年の年齢別では、検挙人員及びその人口比とも、15歳が最多となっており、平成19年上半期まで16歳が最多だったことと比較して、低年齢化が認められる。

特に、初犯者数及びその人口比を年齢別で見ると、19年上半期まで16歳が最多であったが、20年上半期以降は、14歳が最多となっている。なお、最近3年間は、13歳以下の初犯者数が14歳をも上回っている。

7 頁
16 頁

4 いじめに起因する事件の検挙・補導状況

いじめに起因する事件については、平成19年以降、減少傾向にある中、24年上半期の事件数は、65件であった。また、検挙・補導人員は125人であり、うち中学生が103人と全体の約8割を占めている。

34 頁

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | | H23 | | H24 | |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | 上半期 | 下半期 | 上半期 | 下半期 | 上半期 | 下半期 |
| 事件数(件) | 233 | 201 | 151 | 163 | 133 | 57 | 113 | 47 | 65 | |
| いじめに よる事件 に件 | 223 | 195 | 138 | 151 | 130 | 53 | 108 | 45 | 61 | |
| いじめの仕返しに よる事件 に件 | 10 | 6 | 13 | 12 | 3 | 4 | 5 | 2 | 4 | |
| 検挙・補導人員(人) | 460 | 457 | 313 | 313 | 281 | 129 | 219 | 87 | 125 | |
| 小学生 | 18 | 26 | 7 | 38 | 23 | 12 | 20 | 12 | 9 | |
| 中学生 | 352 | 349 | 238 | 228 | 228 | 103 | 161 | 63 | 103 | |
| 高校生 | 90 | 82 | 68 | 47 | 30 | 14 | 38 | 12 | 13 | |

5 今後の対策

「非行少年を生まない社会づくり」を一層推進して、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化を図る。

特に、成人との不良交友にも着目しつつ、立ち直りの阻害要因となる不良交友関係に代わる居場所づくりを推進するなど、再非行防止対策を強化するとともに、非行防止教室を始めとする低年齢少年の規範意識向上施策等を展開する。

また、いじめ問題に的確に対応していくため、今後、学校との連携強化等について関係省庁と検討していく。

(※ 別紙省略)

1 被害者（夫婦）

住居 愛知県碧南市

A (当時45歳)

B (当時36歳)

2 被疑者

(1) 住居 名古屋拘置所在監中

(37歳)

※ 平成19年8月26日 いわゆる闇サイト殺人事件の犯人の一人として逮捕
平成21年3月18日 第一審：死刑
平成23年4月12日 控訴審：無期懲役
平成24年7月11日 上告審：無期懲役（上告棄却により確定）

(2) 住居 名古屋拘置所在監中

(36歳)

(3) 住居 鹿児島県枕崎市

(43歳)

3 逮捕関係

逮捕日：平成24年8月3日

逮捕罪名：強盗殺人

逮捕種別：通常逮捕

4 事案の概要

被疑者3名は、共謀の上、平成10年6月28日から同月29日までの間に、被害者宅において、被害者夫婦を殺害した上、現金等を強取したものの。

5 逮捕の経緯

愛知県警察では、継続捜査中であったところ、平成23年4月からは新たに発足した長期未解決事件の専従捜査に当たる特命捜査係が本件を担当。各種資料の再精査等を推進したところ、上記被疑者らが浮上し、被疑者らを取り調べた結果、犯行を認めたため強盗殺人罪で通常逮捕した。

1 特殊詐欺の認知・検挙状況

- 振り込み詐欺の被害額が増加
 - ・ 振り込み詐欺の認知件数は、前年同期と比べて僅かに減少（-2.9%）したが、被害額は増加（+14.3%）
 - ・ 認知件数は、オレオレ詐欺は減少（-22.8%）したが、架空請求詐欺（+21.1%）及び還付金等詐欺（+386.7%）が増加
 - ・ 被害総額は、一昨年から増加傾向にあったオレオレ詐欺は僅かに減少（-0.9%）したが、それ以外の手口は増加
- 金融商品等取引名下の詐欺が多発
 - ・ 振り込み詐欺以外の特殊詐欺については、認知件数は特殊詐欺全体の約3割、被害額は約6割であり、そのうち金融商品等取引名下のものが認知件数、被害額ともに約9割。
- 検挙人員の大幅な増加
 - ・ 騙されたふり作戦の徹底等により、オレオレ詐欺（+57.9%）及び金融商品等取引名下の詐欺の検挙人員が増加

| | 認知件数 | | | 被害額(億円) | | | 検挙件数 | | | 検挙人員 | | |
|---------|-------|------|--------|---------|-------|--------|-------|------|---------|------|------|--------|
| | 前年比 | | 比率(%) | 前年比 | | 比率(%) | 前年比 | | 比率(%) | 前年比 | | 比率(%) |
| | 件数 | 件数 | | 金額 | 金額 | | 件数 | 件数 | | 人員 | 人員 | |
| 特殊詐欺 | 3,721 | +584 | +18.6 | 153.5 | +75.7 | +97.3 | 1,057 | -118 | -10.0 | 683 | +308 | +82.1 |
| 振り込み詐欺 | 2,788 | -83 | -2.9 | 64.0 | +8.0 | +14.3 | 818 | -336 | -29.1 | 480 | +131 | +37.5 |
| オレオレ詐欺 | 1,696 | -500 | -22.8 | 47.3 | -0.4 | -0.9 | 679 | -17 | -2.4 | 398 | +146 | +57.9 |
| 架空請求詐欺 | 425 | +74 | +21.1 | 7.8 | +3.5 | +82.1 | 116 | -321 | -73.5 | 73 | -14 | -16.1 |
| 融資保証金詐欺 | 229 | -5 | -2.1 | 4.6 | +1.5 | +49.8 | 14 | -6 | -30.0 | 6 | -1 | -14.3 |
| 還付金等詐欺 | 438 | +348 | +386.7 | 4.2 | +3.4 | +406.0 | 9 | +8 | +800.0 | 3 | ±0 | ±0 |
| 振り込み以外 | 933 | +667 | +250.8 | 89.5 | +68 | +310.9 | 239 | +218 | +1038.1 | 203 | +177 | +680.8 |

2 特殊詐欺を助長する犯罪の検挙状況

| | 検挙件数 | | | 検挙人員 | | |
|---------------|-------|------|--------|-------|------|--------|
| | 前年比 | | 比率 | 前年比 | | 比率 |
| | 件数 | 件数 | | 人員 | 人員 | |
| 総数 | 2,030 | +424 | +26.4% | 1,231 | +244 | +24.7% |
| 口座詐欺・盗品等譲受け | 1,043 | +99 | +10.5% | 564 | +99 | +21.3% |
| 犯罪収益移転防止法違反 | 774 | +311 | +67.2% | 559 | +182 | +48.3% |
| 携帯電話端末詐欺 | 195 | +7 | +3.7% | 99 | -35 | -26.1% |
| 携帯電話不正利用防止法違反 | 18 | +7 | +63.6% | 9 | -2 | -18.2% |

3 金融機関職員等の声掛けによる振り込み詐欺の被害阻止状況

| | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H23年上半期 | H24年上半期 |
|---------------------------|--------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 認知件数(既遂) | 20,124 | 7,156 | 6,469 | 5,964 | 2,770 | 2,587 |
| 阻止件数 | 2,860 | 1,229 | 1,357 | 1,709 | 781 | 1,049 |
| 阻止率(阻止件数÷(認知件数(既遂)+阻止件数)) | 12.4% | 14.7% | 17.3% | 22.2% | 22.0% | 28.9% |

4 今後の取組

- (1) 突き上げ捜査の徹底等による犯人グループの摘発に重点を指向した取締りの徹底
- (2) 特殊詐欺等の捜査の過程で犯人グループから押収した名簿の登載者に対する集中的な注意喚起を実施
- (3) 被害の水際防止のための顧客への声掛けの徹底等金融機関との連携強化

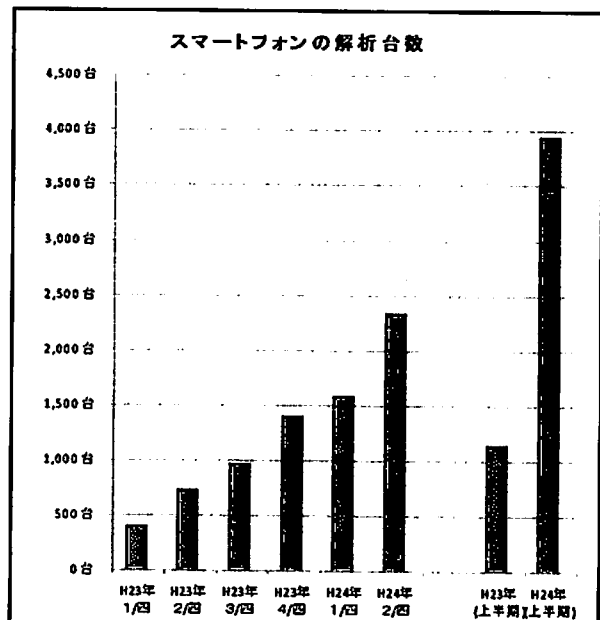
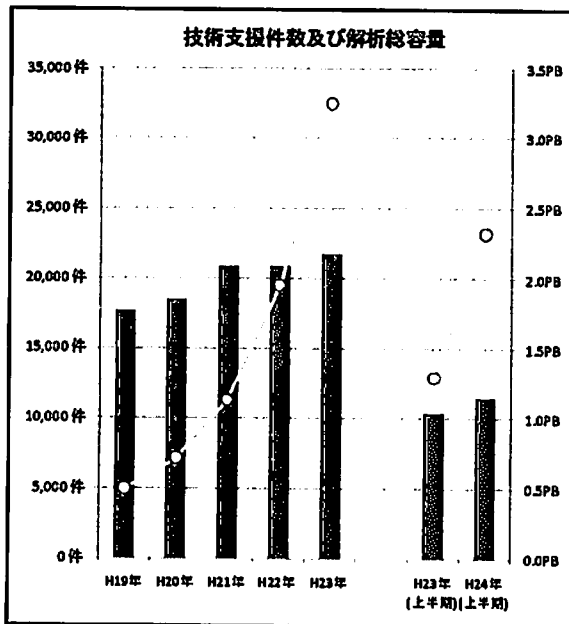
1 技術支援の実施結果^{※1}

- 技術支援件数^{※2}は11,511件で過去最高（昨年同期比、約10%増）
- 電磁的記録の解析総容量は、2.3ペタバイト^{※3}（昨年同期比、約1.8倍増）
- スマートフォンの解析台数は3,950台（昨年同期比、約3.4倍増）

※1：都道府県（方面）情報技術解析課において実施したもの

※2：解析要請（鑑定囑託含む）及び派遣要請の件数

※3：1ペタバイト(PB)は、1ギガバイト(GB)の100万倍



■年間の技術支援件数 ■上半期の技術支援件数 ○解析総容量 ■四半期のスマートフォン解析台数 ■上半期のスマートフォン解析台数

2 スマートフォン解析上の課題と対応

(1) 課題

- ①海外メーカー製が多いため既存の解析用資機材での解析が困難
- ②記憶容量の増大に伴い解析に要する時間の急増
- ③高度かつ専門的な技術が求められるほか、搭載アプリの多様化等により解析の困難化（都道府県警察からの解析要請の増大）

(2) 対応

- 平成23年度補正予算等により、対応可能な最新式資機材の整備（①、②）
- 警察情報通信研究センター等による解析ツールの開発・提供（③）
- 警察庁技術センターで収集又は実施した解析情報の提供（③）
- 警察情報通信学校等での専科教養、実戦塾の充実のほか、警察官に対する教養の推進（③）